

愛甲 哲也 (北海道大学)

1. 山岳トイレ補助の仕分けを受けて

山岳トイレの整備をはじめとして登山道も含めて、自然公園における施設整備の現状と今後のあり方についてお話しします。政府の行政事業レビューで一旦は廃止となつて、その後復活したものの見直しの余地があるとされていた山小屋トイレ整備補助事業は、2012年度には前年度比4割の削減となつてしまつた。平成11

2011年(平成23年) 12月25日 日曜日 総合 4

12年度予算案

政府が24日決定した2012年度予算案で、政府の行政刷新会議が昨年の行政事業レビュー(省庁版事業仕分け)の結果などを踏まえて「さらに見直しの余地がある」と事実上の減額を求めていた山小屋トイレ整備補助事業は、1億5000万円(概算要求1億6500万円)の計上にとどまり、11年度当初の1億7500万円から4割減額となつた。

山小屋トイレ補助4割減

県内関係者

政府の来年度予算案で山小屋トイレ整備補助事業が大幅減額となつたことに、県内関係者からは「現場は混乱する」などの指摘が相次いだ。昨年の行政事業レビューでいったん「廃止」とされ、本年度新たに見直されて始まつた同事業。県立自然公園内の山小屋には3年以内の期限措置が設けられているため、県は各山域ごとに整備箇所などを議論する協議会を発足させ、各山小屋と調整しながら事業を進めている。来年度も県立自然公園内

「現場は混乱する」

の山小屋を含め複数の要望があるといひ、「できるだけ3年以内に実施したいが、予算が削減されれば計画の見直しが必要になってくる」(自然保護課)とする。北アルプス南部でも山小屋経営者らでつくる研究会が中心となり、県と共に来年度、協議会を発足させる予定。研究会の山口孝会長(64)「松本市には「みんなが山の環境を何とかしたいと頑張っているのに、水を差すような政府の方針」と批判。同山域のある中部山岳国立公園内の山小屋に対する事業の期限措置は本年度から10年間。来年度から期限以内にトイレの改善を進めていきたいとするが、山口会長は「この先も予算がつくのだろうか」と漏らした。

内訳は整備補助が1億円、省国立公園課は「緊急性や、登山者の一部負担に向けた普高の公共的機能があるかなど」を考慮して助成する」として

行政事業レビューで山小屋た。その後、環境省内の制度「見直しを立てていない」トイレ整備は「トイレ利用者見直しを経て復活したが、行と指摘していた。財務省は仕

が負担すべきだ」となると、政刷新会議は11月、登山者の分けの判定を踏まえて見直し

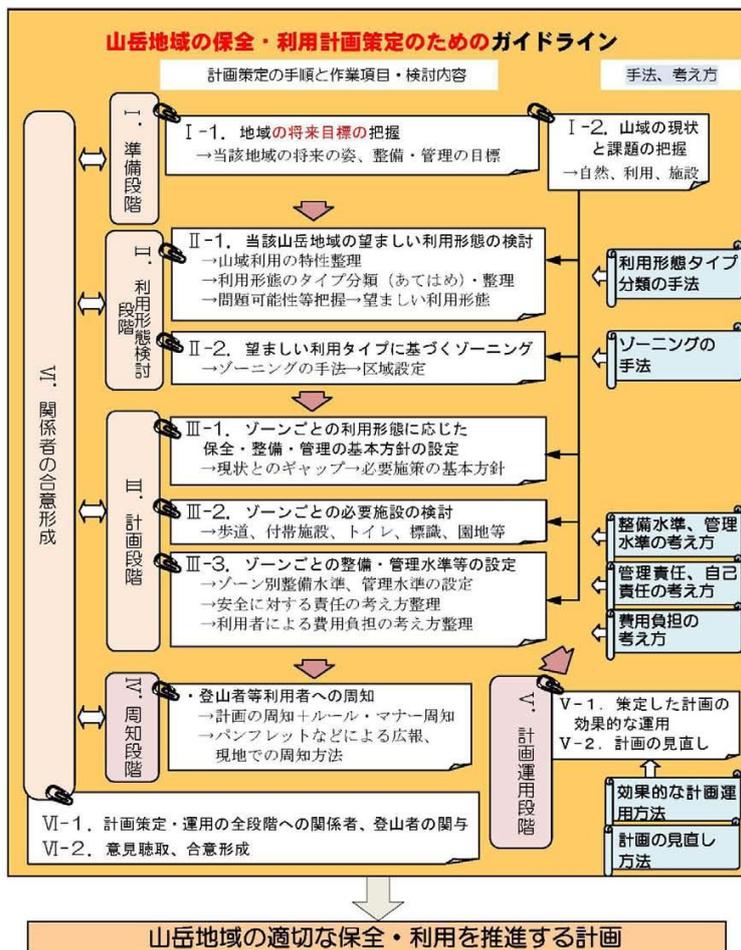
万円。予算削減を受け、環境

万。予算削減を受け、環境  
概算要求額の6000億円は支給が要望の3割にとどまり

けるべきである。

それらの指摘をうけて、環境省は「山岳地域環境保全対策等検討会」を設けて議論を行った。そこで提案されたのは、山域毎の総合的な取り組みの推進、利用規制や受益者負担への移行、未改良の山小屋への時限的で限定的な助成を行うなどの方針であった。さらに平成23年度からは、その内容を具体化するために「総合的山岳環境保全対策推進に係る検討会」を、山岳関係者・学識経験者により構成し、山域をどう分けるか、それぞれの山域で求められる施設の整備・管理水準、自己責任のあり方、受益者による費用負担を定めるガイドラインの検討を行っている。

この検討会の中間報告は、下記のページで参照できる。



検討中のガイドライン（案）

[http://www.env.go.jp/nature/np/conf\\_sangaku/h23.html](http://www.env.go.jp/nature/np/conf_sangaku/h23.html)

## 2. 望ましい利用形態と施設整備

アクセスの容易な誰でも簡単に訪れることのできる山から、アプローチも長く経験者が訪れるような山もある。そういった立地や環境、利用状況、登山者のニーズも異なる山域で、同じような施設整備が必要ではない。アクセスの容易な山では、初心者が家族連れも多いので、きめ細かい施設整備や管理が求められ、管理者の責任の度合いも大きい。しかし、経験者が多く訪れる山では、施設と管理は簡易でよく、自己責任の度合いが大きいはずである。そういった山域毎の違いによって、地域の将来目標をさだめ、それに応じてゾーニングを行い、ゾーン毎に必要な施設や管理水準を設定するという考え方を、全国の国立公園・国定公園内の山岳地の管理に導入しようと言うことが検討されている。

このような考え方は、アメリカなどの研究から必要だと言われてきたものの、まだ我が国の計画制度に反映されていない。もともになっているのは、アメリカの国有林で開発された ROS (Recreational Opportunity Spectrum) という考え方である。対象となる空間の環境や利用に応じて、施設の整備や管理の仕方をかえるという計画手法である。大雪山では、実際にこの考え方を応用して、登山道の整備水準が策定された。

大雪山では非常に多くの団体が登山道の整備にかかわっているため、その運用がなかなかうまくいっていないという問題も明らかとなり、現在は関係者が定期的に情報交換をす

る場がもたれている。地域制という制度をとる日本の国立公園のよいところでもあり、悪いところでもある。その中には、山岳会などがボランティアで道を整備している地域もあり、財源もなかったり、少ない状況である。また、それらの団体は高齢化という問題にも直面している。このような中で、継続的に登山道を維持して行くことが課題となっている。

### 3. 自然公園管理のあり方

地方分権の流れの中で、広域連合に環境省の地方環境事務所の業務を移管するということも検討されている。そうなると、広域連合で国立公園が管理されることになる。諸外国でもあまりない動きであり、国立公園の管理としての統一性や財源の担保などで議論が必要な動きである。

こういった状況に対して、NPO 法人「山の ECHO」が中心となって、「山はみんなの宝」憲章を制定するという動きがある。これは、登山者の責務として、山の自然と文化を次の世代に引き継ぎ、必要な経費については応分の負担をし、登山の自己責任を自覚し、山域毎の行動指針の策定と普及に取り組むという、これからの登山者の決意を表したものである。ぜひ、登山者のみなさまの協力をお願いしたい。

**一. 私たちは、山をうやまい、山にしたしみ、山の自然と文化を守り、次の世代に引き継ぎます。(私たちの責務)**

**一. 私たちは、山のもたらす豊かな恵みに感謝し、山の自然環境を保全するための取り組みや費用について、応分の負担をします。(利用者負担)**

**一. 私たちは、山のきびしい自然と謙虚に向きあい、安全な利用を心がけ、みずからの責任を自覚して行動します。(自己責任)**

**一. 私たちは、未来を担う子どもたちとともに、山での楽しい自然体験を共有し、生きる力を育みます。(環境教育)**

**一. 私たちは、地域の山ごとにルールとマナーが作られるよう、その取り組みを支持するとともに、適正な利用の普及啓発に努めます。(入山者の行動指針)**

2012年3月31日

#### 「山はみんなの宝」憲章制定委員会

これからは、ますます行政の支出や補助は厳格に評価されて行く。登山による恩恵と社会的意義を評価し、登山者以外にも伝わるような努力がされてきたらどうか。行政や関係者にまかせっきりでなく、登山者自身が考えて、応分の負担もして、管理にも積極的に関わって行くべきだと考えている。

※本原稿は、2002年国際山岳年の10年後を記念して2012年6月23日24日に日本大学理学部で開催されたシンポジウム「みんなで山を考えよう」の第5セッション「山の自然保護-問題点とこれから」での報告内容をまとめたものです。